

石川県公報

平成 24 年 7 月 31 日

第 1 2 5 1 4 号 (火曜日)

毎週 2 回 火曜 金曜 発行

目 次

告 示		公安委員会	
県道の区域の変更	(道路整備課) 1	石川県公安委員会が行う交通の規制の一部改正	3
県道の供用の開始	(同) 1	石川海区漁業調整委員会委員選挙長	
特定非営利活動法人の設立認証申請公告	(県民交流課) 2	石川海区漁業調整委員会委員選挙選挙長告示第 2 号の 公布公告	6
土地改良区の役員退任公告	(経営対策課) 2	石川海区漁業調整委員会委員選挙選挙長告示第 3 号の 公布公告	7
土地改良区の役員就任公告	(同) 3		

告 示

石川県告示第366号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり県道の区域を変更した。

なお、その関係図面は、平成24年7月31日から同年8月14日まで縦覧に供する。

平成24年7月31日

石川県知事 谷 本 正 憲

路線名	道路の区域			関係図面の 縦覧場所
	変更の区間	旧新別	敷地の幅員(m) 延長(m)	
池崎徳田線	七尾市白馬町ホ5番1地先から 七尾市白馬町ホ11番1地先まで	旧	6.70～15.80 247.0	中能登土木 総合事務所 維持管理課
		新	9.60～34.00 247.0	
芝原 石引町線	金沢市小菱池町イ35番2地先から 金沢市小菱池町ニ1番30地先まで	旧	5.50～7.00 40.0	県央土木 総合事務所 維持管理課
		新	6.90～12.40 40.0	
	金沢市小菱池町イ66番地先から 金沢市小菱池町イ60番1地先まで	旧	4.80～9.90 96.8	"
		新	5.90～18.40 96.8	
	金沢市折谷町ハ78番1地先から 金沢市折谷町ハ86番3地先まで	旧	4.55～8.00 64.0	"
		新	8.00～18.10 64.0	
	金沢市折谷町メ61番地先から 金沢市折谷町ハ12番2地先まで	旧	6.00～8.40 60.5	"
		新	7.80～14.50 60.5	
金沢市魚婦町入合41番2甲地先から 金沢市折谷町ニ57番1地先まで	旧	4.00～10.90 70.6	"	
	新	6.30～42.20 70.6		

石川県告示第367号

次のとおり県道の供用を開始したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、告示する。

なお、その関係図面は、平成24年7月31日から同年8月14日まで縦覧に供する。

平成24年7月31日

石川県知事 谷 本 正 憲

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日	関係図面の縦覧場所
池崎徳田線	七尾市白馬町ホ5番1地先から 七尾市白馬町ホ11番1地先まで	平成24年7月31日	中能登土木 総合事務所 維持管理課
芝原 石引町線	金沢市小菱池町イ35番2地先から 金沢市小菱池町ニ1番30地先まで	〃	県央土木 総合事務所 維持管理課
	金沢市小菱池町イ66番地先から 金沢市小菱池町イ60番1地先まで	〃	〃
	金沢市折谷町ハ78番1地先から 金沢市折谷町ハ86番3地先まで	〃	〃
	金沢市折谷町メ61番地先から 金沢市折谷町ハ12番2地先まで	〃	〃
	金沢市魚婦町入合41番2甲地先から 金沢市折谷町ニ57番1地先まで	〃	〃

公 告

特定非営利活動法人の設立認証申請公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があった。

平成24年7月31日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 申請のあった年月日
平成24年7月18日
- 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人 心田開発
- 代表者の氏名
橋本 壽一
- 主たる事務所の所在地
能美市五間堂町戊46番地10号
- 定款に記載された目的

この法人は、こころの疲弊した障害者に対して、循環型の農耕・園芸作業体験に関する事業を協働で行い、健康回復のきっかけを得て社会・経済・文化その他あらゆる分野の活動に参加・復帰することを支援し、以て、地域社会の福祉の増進と活性化に寄与することを目的とする。

土地改良区の役員退任公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任した旨の届出があった。

平成24年7月31日

石川県知事 谷 本 正 憲

泉用土地改良区

職名	氏名	住 所	退任年月日
理事	黒 田 勉	金沢市泉2丁目26番7号	平成24年4月14日
〃	前 川 昭 治	〃 泉2丁目29番9号	〃

〃	有 田 良 兒	〃 西泉4丁目28番地	〃
〃	山 田 昇	〃 西泉5丁目76番地	〃
〃	千 田 彰 一	〃 西泉5丁目57番地	〃
〃	山 科 正 一	〃 西泉1丁目156番地	〃
〃	高 尾 邦 雄	〃 西泉3丁目13番2号	〃
〃	高 尾 謹 史	〃 増泉2丁目13番7号	〃
〃	大 川 兼 紀	〃 増泉2丁目9番11号	〃
監 事	島 村 廣 志	〃 西泉5丁目36番地	〃
〃	矢 來 幸 位 知	〃 泉本町1丁目193番地1	〃
〃	中 嶋 大 藏	〃 増泉2丁目17番3号	〃

土地改良区の役員就任公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が就任した旨の届出があった。

平成24年7月31日

石川県知事 谷 本 正 憲

泉用土地改良区

職 名	氏 名	住 所	就任年月日
理 事	千 田 彰 一	金沢市西泉5丁目57番地	平成24年4月15日
〃	山 田 昇	〃 西泉5丁目76番地	〃
〃	館 清	〃 西泉2丁目29番地	〃
〃	前 川 昭 治	〃 泉2丁目29番9号	〃
〃	山 科 正 一	〃 西泉1丁目156番地	〃
〃	小 泉 豊	〃 泉本町2丁目30番地	〃
〃	高 尾 邦 雄	〃 西泉3丁目13番2号	〃
〃	高 尾 謹 史	〃 増泉2丁目13番7号	〃
〃	大 川 兼 紀	〃 増泉2丁目9番11号	〃
監 事	矢 來 幸 位 知	〃 泉本町1丁目193番地1	〃
〃	西 田 英 之	〃 西泉5丁目83番地	〃
〃	中 嶋 大 藏	〃 増泉2丁目17番3号	〃

公 安 委 員 会

石川県公安委員会告示第89号

石川県公安委員会が行う交通の規制（昭和47年石川県公安委員会告示第48号）の一部を次のように改正する。

平成24年7月31日

石 川 県 公 安 委 員 会

別表第1（信号機の設置場所）金沢中警察署管内の表に次のように加える。

407	弥生小学校口	金沢市弥生1丁目2番17号先 国道157号上	H 24. 2. 28
-----	--------	---------------------------	-------------

別表第1（信号機の設置場所）白山警察署管内の表に次のように加える。

265	松任駅北口 交 差 点	白山市相木町167番地先 市道A145号線と市道A108号線との交差点	H 24. 3. 6
-----	----------------	--	------------

266	五歩市南交差点	白山市徳丸町262番地 4 先 主要地方道松任宇ノ気線と県道三日市松任線との交差点	H 24. 3. 26
267	五歩市北交差点	白山市五歩市町288番地 1 先 主要地方道松任宇ノ気線と市道五歩市成線との交差点	H 24. 3. 26
268	福増東交差点	白山市福増町454番地 1 先 主要地方道松任宇ノ気線と県道宮永横川町線との交差点	H 24. 3. 26
269	横江交差点	白山市福増町144番地 1 先 主要地方道松任宇ノ気線と県道倉部金沢線との交差点	H 24. 3. 26
270	白山インター口 交 差 点	白山市中新保町492番地 5 先 主要地方道松任宇ノ気線と市道準幹線573号上荒屋線との交差点	H 24. 3. 26
271	中新保町交差点	白山市中新保町540番地 5 先 主要地方道松任宇ノ気線と市道松任あさひ線との交差点	H 24. 3. 26
272	柳 町	野々市市柳町134番地 1 先 主要地方道松任宇ノ気線上	H 24. 3. 26
341	村井北交差点	白山市村井町33番地 1 先 県道松任美川線と市道 F 129号線との交差点	H 24. 7. 2
342	出城公民館口 交 差 点	白山市成町1074番地 5 先 県道松任美川線と市道 G 131号線、市道 G 86号線との交差点	H 24. 7. 2
343	北安田東交差点	白山市北安田町1248番地 1 先 市道北安田線と市道 G 1号線との交差点	H 24. 7. 2
344	宮保交差点	白山市宮保町2627番地 1 先 市道宮保開発線と市道 E 2号線との交差点	H 24. 7. 2

別表第1 (信号機の設置場所) 白山警察署管内の表 7 の項を次のように改める。

7	八 ツ 矢 町	白山市八ツ矢町617番地先 県道三日市松任線と主要地方道松任宇ノ気線との交差点	S 43. 7. 29
---	---------	--	-------------

別表第 4 (指定方向外進行禁止) 金沢東警察署管内の表に次のように加える。

1030	県道蚊爪森本 停 車 場 線	金沢市千木町口18番地 1 先	福久町方向から国道 8 号方向 への左折	車 両	7 : 00から 9 : 00まで
1031	市 道 準 幹 線 592 号 福 久 千 木 線	金沢市千木町ワ37番地 1 先	福久町方向から今昭町方向へ の右折	車 両	7 : 00から 9 : 00まで
1032	市道浅野本町 1 丁目線 12 号	金沢市浅野本町 1 丁目15番36 号先	昌永町方向から浅野本町 2 丁 目方向への左折及び元町 2 丁 目方向への右折	自動車及 び原動機 付自転車	7 : 00から 9 : 00まで (土、日、休 日を除く。)

別表第 4 (指定方向外進行禁止) 金沢西警察署管内の表に次のように加える。

671	市 道 1 級 幹 線 13 号 中 橋 八 日 市 線	金沢市東力 1 丁目87番地先	糸田 2 丁目方向から入江 2 丁 目方向への左折	自動車及 び原動機 付自転車	7 : 00から 9 : 00まで (土、日、休 日を除く。)
-----	------------------------------------	-----------------	------------------------------	----------------------	--

別表第 4 (指定方向外進行禁止) 大聖寺警察署管内の表に次のように加える。

280	市道 C 9 号線	加賀市片山津温泉乙27番地 3 先	片山津総湯方向から片山津町方向への左折	自動車及び原動機付自転車	終 日
281	市道 D 16 号線	加賀市山中温泉富士見町△23 番地先	薬師町方向から富士見町交差点方向への左折	自動車及び原動機付自転車	7 : 00 から 22 : 00 まで
282	市道 D 16 号線	加賀市山中温泉湯の本町ラ 7 番地先	本町 2 丁目方向から富士見町交差点方向への右折	自動車及び原動機付自転車	7 : 00 から 22 : 00 まで

別表第 11 (最高速度の指定) 金沢中警察署管内の表に次のように加える。

225	市 道 西大桑町線 1 号	金沢市西大桑町10番 8 号先から 金沢市西大桑町14番15号先まで	約 300 メートル	毎時30キロ メートル	終日	車両 (けん引 を 除く。)
-----	------------------	---------------------------------------	---------------	----------------	----	-------------------

別表第 11 (最高速度の指定) 大聖寺警察署管内の表 11、159 の項を次のように改める。

11	主 要 地 方 道 山中伊切線県道 片山津山代線	加賀市片山津町セ 2 番地先から 加賀市潮津町ユ14番地先まで	約 2,220 メートル	毎時30キロ メートル	終日	車両 (けん引 を 除く。)
159	市道 C 198 号線	加賀市片山津温泉井19番地先から 加賀市富塚町イ160番地先まで	約 1,930 メートル	毎時40キロ メートル	終日	車両 (原動機付自 転車及びけん引 を除く。)

別表第 11 (最高速度の指定) 寺井警察署管内の表に次のように加える。

144	市道 和光台線	能美市和気町才25番地 1 先から 能美市和光台 3 丁目113番地 1 先ま で	約 1,230 メートル	毎時40キロ メートル	終日	車両 (原動機付自 転車及びけん引 を除く。)
-----	---------	---	-----------------	----------------	----	-------------------------------

別表第 11 (最高速度の指定) 寺井警察署管内の表 30 の項を次のように改める。

30	町道中島橋新線	能美郡川北町字与九郎島ト 1 番地先 から 能美郡川北町字土室丙 5 番地38先ま で	約 1,050 メートル	毎時30キロ メートル	終日	車両 (けん引 を 除く。)
----	---------	--	-----------------	----------------	----	-------------------

別表第 18 (駐車禁止) 大聖寺警察署管内の表 1、44 の項を次のように改める。

1	県道小塩潮津線 市道 C 479 号線 主 要 地 方 道 山 中 伊 切 線	加賀市片山津町セ 2 番地先から 加賀市片山津町ハ 2 番地 2 先まで		約 2,835 メートル	終 日	車 両
44	市道 C 198 号線	加賀市片山津温泉井19番地先から 加賀市富塚町イ160番地先まで		約 1,930 メートル	終 日	車 両

別表第 1 (信号機の設置場所) 大聖寺警察署管内の表 37 の項を次のように改める。

37	削	除
----	---	---

別表第 2 (一方通行の指定) 大聖寺警察署管内の表 12 の項を次のように改める。

12	削	除
----	---	---

別表第4(指定方向外進行禁止)大聖寺警察署管内の表54、211の項を次のように改める。

54	削	除
211	削	除

別表第6(車両の通行禁止)大聖寺警察署管内の表6の項を次のように改める。

6	削	除
---	---	---

別表第7(歩行者用道路)寺井警察署管内の表7の項を次のように改める。

7	削	除
---	---	---

別表第11(最高速度の指定)大聖寺警察署管内の表30の項を次のように改める。

30	削	除
----	---	---

別表第18(駐車禁止)大聖寺警察署管内の表65の項を次のように改める。

65	削	除
----	---	---

石川海区漁業調整委員会委員選挙選挙長

石川海区漁業調整委員会委員選挙選挙長告示第2号の布告

次のとおり県庁前の掲示場に掲示して公布した。

平成24年7月31日

石川海区漁業調整委員会委員選挙
選挙長 福 島 健 一

石川海区漁業調整委員会委員選挙選挙長告示第2号

平成24年8月2日執行の石川海区漁業調整委員会委員選挙の候補者として、本日次のとおり届出があったので、漁業法(昭和24年法律第267号)第94条において準用する公職選挙法(昭和25年法律第100号)第86条の4第11項の規定により告示する。

平成24年7月24日

石川海区漁業調整委員会委員選挙
選挙長 福 島 健 一

届出 受理 番号	届出 の別	候 補 者					推薦届出者	
		氏 名	住 所	生年月日	所属党派	職 業	氏 名	備 考
1	本人 届出	にし 西 さま 崎 まつ 松 お 雄	石川県羽咋郡志賀町西海風無又 の80番地甲	昭和25年6月26日 (62歳)	無所属	漁 業	-	-
2	本人 届出	こ 小 いずみ 泉 かず 一 あ 明	石川県鳳珠郡穴水町字中居南1 字9番地	昭和25年2月23日 (62歳)	無所属	石川県漁業協同組合 穴水支所長	-	-
3	本人 届出	まか 坂 した 下 まさ 優	石川県輪島市輪島崎町1部157 番地	昭和23年6月29日 (64歳)	無所属	漁 業	-	-
4	本人 届出	し 志 こう 幸 しゅう 松 せい 栄	石川県鳳珠郡能登町字宇出津ク 字201番地2	昭和23年9月26日 (63歳)	無所属	漁 業	-	-
5	本人 届出	い 伊 とう 藤 まつ 松 お 雄	石川県輪島市海士町天地60番地	昭和29年5月25日 (58歳)	無所属	漁 業	-	-
6	本人 届出	ばん 番 匠 匠 せい 栄 まく 作	石川県珠洲市高屋町23字9番地 2	昭和26年2月3日 (61歳)	無所属	漁 業	-	-
7	本人 届出	いな 稲 むら 村 ゆき 幸 お 雄	石川県羽咋郡志賀町百浦夕の2 番地2	昭和23年4月17日 (64歳)	無所属	定置網漁業	-	-
8	本人 届出	きた 北 はし 橋 ゆき 行 お 夫	石川県七尾市江泊町ナ部15番地	昭和14年8月16日 (72歳)	無所属	石川県漁業協同組合 ななか支所運営委員	-	-
9	本人 届出	かわ 川 しま 島 りょう 良 いち 一	石川県金沢市専光寺町ツ67番地 2	昭和14年10月24日 (72歳)	無所属	石川県漁業協同組合 理事	-	-

石川海区漁業調整委員会委員選挙選挙長告示第 3 号の公布公告

次のとおり県庁前の掲示場に掲示して公布した。

平成24年 7 月31日

石川海区漁業調整委員会委員選挙
選挙長 福 島 健 一

石川海区漁業調整委員会委員選挙選挙長告示第 3 号

平成24年 8 月 2 日執行の石川海区漁業調整委員会委員選挙における候補者は 9 人であって、選挙すべき定数を超えないので、漁業法（昭和24年法律第267号）第94条において準用する公職選挙法（昭和25年法律第100号）第100条第 4 項の規定により投票は行わないので、同条第 5 項の規定により告示する。

平成24年 7 月24日

石川海区漁業調整委員会委員選挙
選挙長 福 島 健 一

